

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例				
条例番号	昭和34年神奈川県条例第26号	法規集	第8編第5章		
所管室課	保健福祉局生活衛生部食品衛生課				
条例の概要	ふぐの適正な取扱い及び販売を確保し、ふぐによる中毒の発生を防止するために必要な事項を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、食品衛生法に基づく規制に加え、ふぐの取扱い及び販売について特に規制を加える必要があることから、現在においても必要である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例で定める試験制度、認証等要件、遵守事項等により、本県においてふぐによる食中毒は発生しておらず、有効に機能している。			ふぐ営業認証施設数(県所管域) 平成26年3月31日現在 1,169施設 ふぐ包丁師免許交付数 H25年度 101件
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	全国の自治体が条例等でふぐの取扱いについて規制しており、様々な形態のふぐの加工製品が流通するようになっているが、これらの加工製品には、本県の規制範囲を越えるものもあるため、引き続き、現行通りの規制を行うことが妥当か、検討する必要がある。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」実施計画の政策分野「安全・安心」の「3生活の安心の確保(1)食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	食品衛生法において、ふぐは、有毒な食品として一般に販売することが禁止されているが、専門知識を有する者が適切な処理をすることで販売等が可能な無毒な食品となる。これは、同法で掲げる飲食に起因する危害の発生を防止するという目的に適合しており、憲法や法令に抵触しない。			
	その他				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理由等 ふぐに関する安全性を確保した上で適正な規制とするため、改正及び運用の改善等を検討する必要がある。	